

令和6年能登半島地震による被災者を対象に 市営住宅及び川崎市住宅供給公社住宅を提供します

川崎市では、令和6年能登半島地震で被災された方に対し、市営住宅及び川崎市住宅供給公社住宅への受入れを行うこととしましたので、お知らせいたします。

1 提供戸数

22戸（市営住宅20戸、川崎市住宅供給公社住宅2戸）

2 入居条件

(1) 対象者

令和6年能登半島地震に被災され、住宅に困窮している方

※罹災証明書を提出していただきます。入居時に罹災証明書の提出が難しい場合は、後日の提出でも構いません。

(2) 使用期間（一時避難期間）

原則6か月以内

(3) 使用料・敷金・駐車場使用料等

免除

※光熱水費・共益費は自己負担となります。

※お部屋に浴槽、ガスコンロ、照明器具を御用意します。

（一部の公社住宅は、浴槽はなく、シャワー室のみとなります。）

3 受付開始

令和6年1月10日（水）から

受付時間 8時30分から17時00分まで（受付は平日のみとなります。）

4 申込・お問合せ先

市営住宅 川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課

電話 044-200-2948

公社住宅 川崎市住宅供給公社事業部管理営業課

電話 044-244-7577

【問合せ先】

川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 立谷

電話 044-200-2946